

広島県告示第四百二十四号

平成八年広島県告示第六百九十四号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前				
(略)		介護を要する状態の区分		(略)		介護を要する状態の区分		
常時介護を要する状態	一	(略)	一	月額八万五千四百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）	常時介護を要する状態	一	(略)	
	二	一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下であるときに限る。）	一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下であるときに限る。）	月額八万二千二百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）				
随時介護を要する状態		一	(略)	月額四万二千七百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）	随時介護を要する状態		一	(略)
随時介護を要する状態	二	一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下であるときに限る。）	一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下であるときに限る。）	月額四万六百元（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）	随時介護を要する状態	二	一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が四万六百元以下であるときに限る。）	

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る介護補償について

て適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。